

令和6年「入管法」及び「技能実習法」改正の概要

出入国在留管理庁政策課付
佐藤祐矢 Yuya Sato

出入国在留管理庁政策課付
高牟禮雄太 Yuta Takamura

I はじめに

令和6年6月14日、第213回国会において、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号。以下「本改正法」という。）が成立し、同月21日、公布された。

本改正法は、近年における技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」という。）及び「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）を改正し、現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援事業を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、一号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずることとするものである。

また、本改正法により、技能実習法の題名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」に改めている。

以下、本改正法について、その概要を説明するが、本稿における意見にわたる部分について

は、筆者の意見である。

II 改正に至る経緯

技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力の推進を目的とする制度であって、平成5年に創設された研修・技能実習制度に始まるものである。

研修・技能実習制度においては、雇用契約に基づかずに技能等を修得する活動を行う研修の在留資格と、雇用契約に基づいて更に実践的な技能等を修得する活動を行う特定活動の在留資格をもって我が国に在留することができることとなっていたが、技能実習生を低賃金労働者として扱うなどの不適切な事例が発生していたことから、このような事例に対処するとともに、技能実習生の保護の強化を図る観点から、平成21年の入管法改正により、技能実習の在留資格を創設し、同在留資格をもって在留する外国人に対し1年目から労働関係法令が適用されるようにするなどの措置を講じ、平成28年の技能実習法の制定により、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定及び監理団体の許可等の制度を設けるとともに、技能実習計画の認定の事務等を行う外国人技能実習機構を設けるなどの措置を講じ